

第5次地域管理経営計画書（案）

第5次国有林野施業実施計画書（案）

（斐伊川森林計画区）

（第一次変更計画書）

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成30年4月 1日} \\ \text{至 平成35年3月31日} \end{array} \right]$
(変更年月 平成31年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画書〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画書〕

3 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備に関する事項	2
4 治山に関する事項	2

第5次地域管理経営計画書（斐伊川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。
なお、本変更計画は、平成31年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うため必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長	箇所数	延長
山地災害防止タイプ	—	(90) 90	—	—
自然維持タイプ	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—
水源涵 ^{かん} 養タイプ	1	1,410	<u>1</u>	<u>200</u>
計	1	1,500	<u>1</u>	<u>200</u>

注：() は、1つの計画路線が複数の機能類型区域に及ぶことを指し、内書。

第5次国有林野施業実施計画（斐伊川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。
 なお、本変更計画は、平成31年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うため必要な林道の改良計画を変更します。
 また、保安林の機能を強化するため治山に関する計画を変更します。

【変更内容】

3 林道の整備に関する事項

林道の開設の路線別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)）

(単位：m)

基幹 管理別	開設 改良	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型	備考
管 理	開 設	芦原10林班林業専用道	芦原 10	90	山地災害防止タイプ	
				1,410	水源涵養 ^{かん} タイプ	
計		1路線		1,500		
管 理	改 良	程原228林班線林業専用道	程原 228～229	200	水源涵養 ^{かん} タイプ	
計		1路線 (1箇所)		200		

注：種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指します。

4 治山に関する事項

治山に関する事項として、次のとおり計画します。（地域管理経営計画の1の(5)）

(単位：ha)

位 置 (国有林・林班)	区 分	工 種	計 画 量	備 考
猿 政 山 1053 井 谷 奥 1013 1020	保安林の整備	本数調整伐	18.00	
計			18.00	